

平成二十七年人事院規則一一六四

人事院規則一一六四（職員の公益財團法人

東京オリンピック・パラリンピック競技大

会組織委員会への派遣）

人事院は、平成三十二年東京オリンピック競

大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

（平成二十七年法律第三十三号）に基づき、職員

の公益財團法人東京オリンピック・パラリンピッ

ク競技大会組織委員会への派遣に關し次の人事院

規則を制定する。

（趣旨）

第一条 この規則は、令和三年オリンピック・パ

ラリンピック特措法に規定する職員の公益財團

法人東京オリンピック・パラリンピック競技大

会組織委員会（平成二十六年一月二十四日に一

般財團法人東京オリンピック・パラリンピック

競技大会組織委員会という名称で設立された法

人をいう。以下「組織委員会」という。）への

派遣に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、「特定業務」、「任命

権者」又は「派遣職員」とは、それぞれ令和三

年オリンピック・パラリンピック特措法第十六

条第一項又は第十七条第七項に規定する特定業

務、任命権者又は派遣職員をいう。

第三条 令和三年オリンピック・パラリンピック

特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職

員は、次に掲げる職員とする。

一 条件付採用期間中の職員

二 勤務延長職員

三 休職者

四 停職者

五 派遣法第二条第一項の規定により派遣され

ている職員

六 官民人事交流法第八条第二項に規定する交

流派遣職員

七 法科大学院派遣法第四条第三項又は第十一

条第一項の規定により派遣されている職員

八 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法

律第二十五号）第四十八条の三第一項又は第

十九条の三第一項の規定により派遣されて

いる職員

九 令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一

項の規定により派遣されている職員

十 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条规定により派遣されている職員

十一 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条规定により派遣されている職員

十一 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二

条第四項の規定により弁護士となつてその職

務を行ふ職員

十二条規則八一一二（職員の任免）第四十二条

第二項の規定により任期を定めて採用された

職員その他任期を限られた職員

（任命権者）

（派遣の要請）

第五条 組織委員会は、令和三年オリンピック・

パラリンピック特措法第十六条第一項の規定に

基づき職員の派遣を要請しようとするときは、

当該派遣を必要とする事由及び次に掲げる当該

派遣に關して希望する条件を記載した書類を任

命権者に提出するものとする。

一 派遣に係る職員に必要な専門的な知識経

験等

二 派遣に係る職員の組織委員会における地位

及び業務内容

三 派遣の期間

四 派遣に係る職員の組織委員会における勤務

時間、特定業務に係る報酬等（報酬、賃金、

給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称

であるかを問わず、特定業務の対償として受

ける全てのものをいう。以下同じ。）その他

の勤務条件

五 前各号に掲げるもののほか、組織委員会が

必要と認める条件

（派遣に係る取決め）

第六条 令和三年オリンピック・パラリンピック

特措法第十七条第三項の人事院規則で定める事

項は、次に掲げる事項とする。

一 令和三年オリンピック・パラリンピック特

措法第十七条第一項の規定により派遣される

職員（以下この条において「派遣予定職員」とい

う。）の組織委員会における職務に係る

倫理その他の服務に關する事項

二 派遣予定職員の組織委員会における福利厚

生に關する事項

三 派遣予定職員の組織委員会における特定業

務の従事の状況の連絡に關する事項

四 派遣予定職員に係る派遣の期間の変更そ

他の取決めの内容の変更に關する事項

五 派遣予定職員に係る取決めに疑義が生じた

場合及び当該取決めに定めのない事項が生じた

場合の取扱いに關する事項

（派遣職員の保有する官職）

第七条 派遣職員は、派遣された時に占めていた

官職又はその派遣の期間中に異動した官職を保

有するものとする。ただし、併任に係る官職に

ついてはこの限りではない。

前項の規定は、当該官職を他の職員をもつて

補充することを妨げるものではない。

（派遣職員の職務への復帰）

第八条 令和三年オリンピック・パラリンピック

特措法第十八条第二項の人事院規則で定める場

合は、次に掲げる場合とする。

一 派遣職員が組織委員会における地位を失つ

た場合

二 派遣職員が法第七十八条第一号又は第三号

に該当することとなつた場合

三 派遣職員が法第七十九条各号のいずれかに

該当することとなつた場合又は水難、火災そ

の他の災害により生死不明若しくは所在不明

となつた場合

四 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいず

れかに該当することとなつた場合

五 派遣職員の派遣が当該派遣に係る取決めに

反することとなつた場合

（派遣に係る人事異動通知書の交付）

第九条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員

に対しても、規則八一一二第五十八条の規定によ

る人事異動通知書を交付しなければならない。

一 令和三年オリンピック・パラリンピック特

措法第十七条第一項の規定により職員を派遣さ

れた場合

二 派遣職員に係る派遣の期間を延長した場合

三 派遣の期間の満了により派遣職員が職務に

復帰した場合

四 派遣職員を職務に復帰させた場合

（派遣職員の給与）

第十条 派遣職員には、組織委員会から受ける特

定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手

当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直

手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項に

おいて「通勤手当等」という。）に相当するも

のを除く。以下この条において「派遣先報酬等」とい

う。）の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日（第二

の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日（第二

の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日（第二

の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日（第二

2 前二項の規定により支給されることとなる俸給等の年額を減じた額を超えてはならない。

3 前二項の規定により支給されることとなる俸給等の年額を減じた額を超えてはならない。

4 備給等の支給及び支給割合は、派遣職員に係る派遣の期間の初日（第二項の規定により俸給等の年額を減じた額を超える場合にあっては、当該支給される日以後の当該派遣の期間中、俸給等のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

5 備給等の支給及び支給割合は、前項に規定す

る場合に該当することとなつた場合においては、

当該支給される日以後の当該派遣の期間中、俸給等の年額を減じた額を超える場合にあっては、第一項及び前項の規定の例によ

り、俸給等の支給割合を変更し、又は俸給等を支給しないものとする。

6 備給等の支給及び支給割合は、前項に規定す

る場合のほか、派遣先報酬等の額又は俸給等の

額の変動があつた場合において、俸給等の年額を

減じた額を超えるときその他特に必要があると認められるときは、第一項及び第三項の規定の例によ

り、俸給等の支給割合を変更し、又は俸給等を支給しないものとする。

7 前項の規定により俸給等の支給割合を変更し

た場合における第四項の規定の適用については、

「派遣職員に係る派遣の期間の初日（第二

の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日（第二

（通勤手当等を除く。）の年額（当該年額が部内他の職員との均衡を著しく失すると認められ場合にあっては、人事院の定めるところによ

り算定した額。以下この条において「派遣前給

与の年額」という。）に満たない場合であつて、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行わることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

（派遣職員の保有する官職）

第七条 派遣職員は、派遣された時に占めていた

官職又はその派遣の期間中に異動した官職を保

有するものとする。ただし、併任に係る官職に

ついてはこの限りではない。

前項の規定は、当該官職を他の職員をもつて

補充することを妨げるものではない。

（派遣職員の職務への復帰）

第八条 令和三年オリンピック・パラリンピック

特措法第十八条第二項の規定で定める場

合は、次に掲げる場合は、当該支給される日（第二

の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日（第二

（派遣職員の保有する官職）

第七条 派遣職員は、派遣された時に占めていた

官職又はその派遣の期間中に異動した官職を保

有するものとする。ただし、併任に係る官職に

ついてはこの限りではない。

前項の規定は、当該官職を他の職員をもつて

補充することを妨げるものではない。

（派遣職員の職務への復帰）

</div

第十一條 派遣職員が職務に復帰した場合において（派遣職員の職務復帰時における給与の取扱い）

て、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第二十条の規定にかかるわらず、人事院の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

第十二条 派遣職員が職務に復帰した場合において、
部内の他の職員との均衡上必要があると認

附 則（令和元年五月二三日人事院規則
一一七三）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和二年四月一日人事院規則一
一六四一）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和二年六月二二日人事院規則
一一九三）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和二年六月二二日人事院規則
一一七五）抄
施行期日

附則（令和二年二月二八日人事院規則一七六）抄
施行期日

2 紹の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院と協議して、その者の号俸を調整することができる。

(第十三条) 派遣職員は、任命権者から求められたときは、組織委員会における勤務条件及び業務

の遂行の状況について報告しなければならない。
2 い。
2 任命権者は、人事院の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣されている期間のある職員の派遣の期間並びに組織委員会における地位、業務内容及び特定業務に係る報酬等の月額等の状況並びに同項の規定による派遣から当該年度内に職務に復帰した職員の当該復帰後の処遇等に関する状況について、人事院に報告しなければならない。

附則 この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二九年五月一九日人事院規則一七〇) 抄

一〇四〇

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成三十一年一月一日人事院規則
一一七二）抄